

住民票上の住所以外にお住まいの方へ

介護施設への入所等で、住民票上の住所以外に居住する場合、日本年金機構に居所登録※を行えば、異なる住所で年金に関するお知らせを受け取ることができます。

たとえば、住民票上の住所に誰も居住する方がいなくなってしまう場合などに、ご希望であれば、通知書等を実際のお住まい先で受け取ることができます。

※「居所登録」とは、日本年金機構に住民票住所以外に通知書等の送付を希望する旨を届け出ることをいいます。

- ⚠ 居所登録せず、住民票上の住所に住んでいない場合・・・**
年金に関する大切なお知らせが、お手元に届かなくなるおそれがあります。場合によっては、年金の支給が一時的に保留されることもあります。

〔居所登録の対象者（例）〕

- 介護施設や医療機関に長期間入所・入院され、住民票住所と異なる場所で居住される方で、居所登録を希望される方
- ご親族の家等に一時的に居住される方で、居所登録を希望される方など

〔届出先〕

- お近くの年金事務所



※居所登録をされた方で、その後、居所登録をやめて住民票住所へ通知書等の送付を希望される場合（介護施設や医療機関を退所・退院して住民票住所へ戻る場合など）、居所登録における通知書等送付先を変更する場合は、原則として年金事務所への届出が必要となります。

居所登録に関するお問い合わせは、『ねんきんダイヤル』またはお近くの年金事務所へ



0570-05-1165

<受付時間> 月曜日 午前8:30～午後7:00 *月曜日が祝日の場合、翌開日は午後7:00まで。
火～金曜日 午前8:30～午後5:15 *祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

- 050から始まる電話でおかけになる場合には（東京）03-6700-1165 にお電話下さい。
- お問い合わせの際には、年金手帳など、基礎年金番号が分かるものをご用意下さい。